

特集：裁判における法解釈と体制転換

ロシア法史における法の解釈

大江 泰一郎

小論の目的は、帝政期以来、ソビエト時代を含めて、ロシア法史には法の解釈に関わるある——歴史的方法の欠如といてよい——貫通的な特質が存在すること、この特質が過去および現在のロシアの社会構造とも深い関連を有することを、さしあたり〈所有権〉概念の例に則して考察することである。筆者はかつて、ソ連における法概念としての所有権を「反ローマ法的¹」と特徴づけたことがあるが、本稿はこの規定を法の解釈という問題に引きつけて再論するものとなるはずである。

1 近年のロシアにおける問題状況

旧ソ連における体制転換とほぼ前後して、法学理論の一種の動揺、脱イデオロギー化ないし自由化傾向の中で、不動と考えられてきた所有権という体制の根幹に結びついている法概念の基本的枠組に大きな流動化現象が認められるようになった。この流動化現象は端的に、①「三権能列举主義триада的」概念規定および②「所有権の諸形態」と呼びうる二つの問題軸²に沿って生じている。前者①は、所有権を〈占有・使用・処分〉といった所有者の有すべき三権能を挙げることによって概念規定するものであって、これはロシア・ソビエト民法学の伝統であるが、計画経済崩壊後の新たな市場経済の論理、したがってまた法学の国際水準からみて正当か否か、という問題である。また後者②の「所有権の諸形態」問題とは、ソビエト法に則していえば、所有権を、「国家的所有権」「協同組合・コルホーズ的所有権」「個人的所有権」というように相互に区別される複数の所有権諸形態（1994年制定のロシア民法典第1部212条では「私的、国家的、地方自治団体的その他の所有権形態」）として制度化する（したがって一元的な「所有権」制度が存在しない）ことは、これも市場経済の要求と法学の国際的標準からみて正当か否か、というものである。前者の三権能列举主義は、土地・地下資源など直接国家の所有権（「国家的所有権」）に属する財産が個別国有企業の管理（「運用管理」*оперативное управление*）下におかれるとき、ソビエト民法では、所有者たる国家自身と形式的には同じく、当該企業の「占有・使用・処分」権能が認められていたが、国家的所有権と国有企業の運用管理権とは、そもそもどのような関係に立つのかといった、ソビエト民法学が1920年代からかかえ、30年代——とくに1936年憲法成立——以降潜在化してしまった問題とも関係がある。

第1の問題も第2の問題も、ペレストロイカ期の企業改革、そして体制転換期では国有企業の

民営化（私有化）ならびに市場経済の実情に関連して、多種多様な企業形態の運用と法的紛争処理の実務にさまざまな混乱³が生じ、これが法律学者の関心をさらに刺激し、法学教育カリキュラムの問題や法学理論問題として顕在化したものと見ることができる。問題はだが、こうした学界と裁判実務の範囲に止まるものではない。所有権観念はそれ自体かつて社会主義体制の思想的基盤をなしてきたものであるが、それは依然として——ロシアの研究者にその認識は薄いようにみえるが——今日のロシアの権威主義的な体制の思想的基盤であり続けているのである。

この前者の側面からまず、見ておこう。新しい問題状況の嚆矢ともいべき問題提起の書となった『所有権講義』（1991年）で著者のスハーノフ（モスクワ大学教授）は、同書序文でまだこう述べていた。「ソビエト経済の実際の改革、市場経済関係の展開およびその法的とくに民法的規制方法の改善にともなって、われわれの所有権に関する知見や観念も当然のことながら、1950年代ないし60年代、さらには70年代に展開されていた理念に比して変容し深化するであろう⁴」。問題の重要性はそれなりに予見されていたが、その深刻さはまだソビエト法の理論枠組内に収まっていたわけである。同じ問題についてはほぼ10年後（2002年）にモノグラフ『民法における所有権』（初版1994年）の第3版を出したスクロフスキーは、この新版の序文をいまやこう書き出すに至っていた。「ビザンツ皇帝ユスティニアヌスは二つの偉業、すなわちローマ法大全の制定とアヤ・ソフィア大聖堂の建設によって名を残した。われわれの時代もまた〔1994、1995、2001年に全3部が制定された〕自らの民法典と〔19世紀に建設されながら、スターリン体制の成立にともない1931年に爆破解体され、2000年モスクワに再建された救世主キリスト大聖堂のような〕自らの聖堂を有している。違いは、われわれの創造物は復古の刻印を帯びており、文化の継承、かつて破壊されたものあるいは切断された紐帯の復活といった精神の中で制作されていることもあるのかもしれない。その証明となるのは、法学界におけるメイエル、シェルシェニエーヴィッチ、フヴォストーフ、ポクロフスキー、ヴラデーミルスキー＝ブダーノフといった旧ロシア〔19世紀〕の法学者たちの研究業績の復権・復刻である。わが国の民法学はかつてヨーロッパ的水準にあったとあってよい⁵」。スクロフスキーの場合は、むしろソビエト法学の枠組はすでに克服済みの過去とされており、「ヨーロッパ的水準」の再獲得が新たな課題とされているにもかかわらず、19世紀のロシア法学がさしあたりそれへの足場として位置づけられていることになる（19世紀のロシア法学が「ヨーロッパ的」水準にほんとうに達していたのか否かは、本稿でも後に検討することになる）。

先に指摘した問題状況の第二の側面は、所有権観念と社会構造ないし国制constitution; Verfassungとが今日のロシアでもなお相即的な関係に立っているということを意味している。現代ロシアの政治が旧・帝政ロシア、ソビエト・ロシア以来なお孕んでいるあの抜きがたい権威主義の刻印は、端的に「国家的所有権」というロシア的所有権制度の特質を基盤としているとあってよいように思われる。この国家的所有権は、株式会社のかたちをとり、資源輸出型に属する現代ロシア経済の中核的存在として有名な天然ガス企業「ガспロム社」の法的構造に典型的に見ることができよう。ガспロム社は、国際的にエネルギー企業としてはエクソンモービルに次ぐ地位にある巨大企業であって株式会社という法的形式をとってはいるが、天然ガスを含む天然資源の国家独占（ロシア憲法11条）といった大前提と、全株式の過半数を政府が保有しているとい

う経済的実態等から容易に知られるように、実際には国有・国営の、つまり制度的に現代ロシア法にいう私的所有権ではなくまさしく「国家的所有権」に立脚する企業であるといつてよい。現代ロシアの主要メディアも法的・経済的には同じ状況にあり、国家によるメディア統制が当たり前前の現実になっていることはわが国でもよく知られていよう。ガスプロム社やメディア企業のこうした法的存在態様からすぐに指摘しうる国家的所有権の特質は、私的その他の所有権制度とは区別されて、強く公法的（行政的）性格を帯びた「国家」にのみ認められる所有権制度（②の問題軸）に属することであり、さらに——〈処分〉権能を所有者の権能の中核とみなす近代的所有権制度（フランス民法典544条の*le droit de jouir et disposer des choses*、ドイツ民法典903条の*mit der Sache nach Belieben verfahren*など⁶）と異なり——ロシアではこの所有者の最重要の権能とされる占有*владение*権能つまり財産に対する直接的・現実的支配（①の問題軸）の能力を付与されていることである。ちなみにここで「占有」とローマ法的に訳しているロシア法律用語の「ヴラヂェーニエ*vlad'enie*」は、18世紀後半に外国語の「所有権*Eigentum; propriété*」から直訳的にロシア語の所有権*собственность*用語が造語され、19世紀にロシア帝国民法典（法律大全10巻第1部）に導入されるまでは、ドイツのゲヴェーレ*Gewere*概念ともある意味で共有点を有するところの、ロシア固有法の物権用語であった（その意味でこれを「所有権」や「権力」「支配」の訳語を当ててもあながち誤りだとは言えない）。本稿では、三権能列举主義の中味やローマ法的な文脈で使用する場合は別として、固有法の*владение; vlad'enie*を念頭におくときは、これを以下そのまま「ヴラヂェーニエ」と表記することにしよう⁷。

2 ロシア法における所有権*собственность*の法律規定

三権能列举主義（問題軸①）と所有権の「諸形態」（問題軸②）とは、ある程度まで、同じ概念史ないし用語史の表裏をなしている。便宜上ここでは、さしあたり問題軸の①に即して、検討を進めよう。

三権能列举主義の制定法上の起源が、1833年のロシア帝国民法典（ロシア帝国法律大全10巻第1部）における所有権の概念規定にあることは、スハーノフがつとにしてきた通りである。だが、この旧民法典の三権能列举主義それ自体が何に由来するのかについては、ロシアの学界においては今日までのところ、明瞭な解答が与えられていない。

スハーノフ以前にこの問題を多かれ少なかれ自覚的に取り上げたものとして、ソビエト法の古典的名著とされていたヴェネディクトフの『国家的社会主義的所有権』（1948年）がある。ヴェネディクトフ自身はこの社会主義的所有権研究の出発点としての所有権の概念規定においては三権能列举主義（「法律学的」概念規定）を回避するのであるが、このことに言及する同書の本文冒頭で、次のように書いている。「所有権の一般的な概念を構成するというわれわれの最初の課題の解決に臨むにあたって、当然次のような問題に直面することになる。すなわち、占有、使用および処分（*jus utendi et abutendi, jus utendi fruendi, jus possidendi, jus disponendi*）といったローマ法とその所有者の権利に関する命題、あるいはナポレオン法典から始まって最近の中華帝国民法典やイタリア民法典に至るまでのブルジョア諸法典、さらには1922年ソビエト民法典

——これらの法典はいずれも多少とも明確かつ完全に所有者に占有、使用および処分の権利を認めている——を利用すべきだと考えるべきではないのか？」このパッセージのナポレオン法典に付した自注で、著者はこうも書いている。「フランスの民法学者プラニオールによれば、ローマの法学者たちはしばしば*usus, fructus, abusus*といった名詞、あるいは*uti, frui, abuti*といった動詞、さらには*jus utendi*等の用語をもちいた(Planiol, *Traité élémentaire de droit civil*, 10^e éd., t.1, 1925, no.2332)。だが、これは、占有、使用および処分といった用語法がローマ法的起源を有するものであり、ましてやローマ法学者たち自身が*jus utendi fruendi*を用いた(D. 7, 1, 1; 7, 6, 5 pr.参照)ことを否定するものではない」というのである。

このヴェネディクトフの記述は、西欧諸国や中華民国あるいは彼が注の最後の部分で参照を求めている学説彙纂(Digesta)の当該箇所に三要素的な「占有、使用および処分」あるいはこれに相当するラテン語句(例えば*jus possidendi, jus utendi et jus abutendi*)があることを主張するわけではない。この意味で彼の立言は最初から破綻しているのであるが、こうした水準の理解はソ連ではごく最近までふつうに行われていた⁸。さすがに近年ではこの種の立論は影を潜めたが、ロシアではそれに代わって、「占有、使用および処分」は中世(西欧)起源であるとの立論が、その起源の明示や具体的な論証なしに、有力になっているように見える⁹。先に触れたように、現代のスクロフスキーは19世紀の民法学者、なかでもメイエルをとくに高く評価するのであるが、もっとも詳細な19世紀ロシア民法学説史となったシェルシェニエーヴィッチの『ロシアにおける民法学』(1893年)によれば、「メイエルの体系書は理論的な長所をすべて考慮に入れば先行者ポベドノースツェフを超えてはいるというべきであるが、この体系書自体は西欧の民法学とりわけローマ法に関する著作であって、ロシアの日常生活を内容として含み、したがってとくに裁判所の実務を刺激するような、そうした法律関係には触れるところは全くなかった」。シェルシェニエーヴィッチは19世紀ロシアの民法学、とくにその物権論の到達点について、こう書いている。「物権法分野でなされた研究の成果を回顧するとき、われわれは、この国で刊行された業績中、この分野がもっとも弱体であると言わざるをえない。ヴラヂェーニエの問題は、周知のように、民法学のお気に入りのテーマである。法令でも日常生活でも所有権とヴラヂェーニエの区別がついていない状況では、ロシア固有法におけるヴラヂェーニエがわが国の歴史や民法典の諸条文にどのように現れているかについての十分な研究は十分な研究はなされたことがない。そういった研究はこれまでのところ一つも存在しないのだ。ヴラヂェーニエの理論を論じたものはなく、これについてはカヴェーリンの一論文、ムーロムツェフやミチュコフの論文におけるいくつかの言及などがいま念頭に浮かびはするものの、これらは主としてイエーリングの占有論やイエーリング論文の露語訳『占有保護の根拠について』(1883年)を論じているにすぎない¹⁰。仮にこの評価を信用するならば、現代ロシアの法学者が期待を寄せるあの「大聖堂」がどのようなものであり、その聖堂を評価する現代ロシア法学自身がどれほどの水準のものであるか、およそ検討がつくであろう。

ロシアの法学界で言及されたのを確認したことはないが、われわれは「占有、使用および処分」という三権能列挙主義的な所有権の概念規定の例を一つだけ挙げることができる。旧稿¹¹でも指摘した通り、それはプロイセン一般ラント法の完全所有権に関する条文である¹²。まず前提とし

て、ロシア帝国民法典の当該条文（420条）を確認しておこう¹³。

財産の原始的取得者たる者は、財産の私的帰属を法律的に確定することにより по законному укреплению、民事法律の定める手続により、排他的かつ他人から独立に、永続的かつ世襲的に、それを占有 владеть、使用 пользоваться および処分する распоряжать 権力 власть を得るものとする。ただし、この権力を他人に譲渡した者は、この限りではない。また、この権力を原始的取得者から直接にまたは間接に合法的な譲渡によって取得し、かつこれについて権利証書 укрепление を得た者は、この財産に対して所有權 право собственности を有する。

この条文にはいくつかの備考が付されているが、「備考1」によれば（「備考」の意味については後述）、「不動産の所有權は、諸法律においてはしばしば伝来領地所有權 вотчинное право または農奴主權 крепостное право または永続的・世襲的所有權 вечное и потомственное владение と呼ばれている。この意味においては、所有權を有する者は所有者 владелец [ヴラヂェーニエの主体] と呼ばれる。所有は、諸法律においては、所有權において何者かに帰属している財産とも名付けられている」とされる。420条本文とこの備考から、外来概念の「所有權 право собственности」とロシア固有法の「ヴラヂェーニエ владение」が同義であると同時に、「ヴラヂェーニエ」は使用・処分の権能（権力）と並列されたときは、ローマ法的な「占有 possessio」の意味合いをもつことも了解しうる。しかし問題を複雑にしているのは、ヴラヂェーニエ用語が単に二義的であるというだけでなく、「占有、使用および処分」と列挙された場合に特異な意味を獲得することになるが、このことを示しているのは、次の513条である（この条文の後段は420条備考1と一部重複する）。

^{ヴラヂェーニエ}占有は、同一人格において、所有權と結合されている場合に所有權の本質的部分となる。また、所有權は、(a) 下賜状 (b) その他の権利証書によって認証 утверждаться される場合には、伝来領地所有權 вотчинное владение または永続的・世襲的所有權 вечное и потомственное владение と呼ぶものとする。

この513条は「所有權と分離された占有權および使用權」に関わる民法典第2部第2章第2款の冒頭に位置しているが、占有がまさしく所有權から分離していない場合に関わるものである。「占有」が欠ける場合には所有權は「不完全な所有權」（432条）とされるのであるから、占有が所有權の「本質的部分」をなすというのは、占有が「完全な所有權」（423条）の必要条件であり、そのモデルは貴族の、農奴を含めた土地の〈所有〉であり、この意味での「占有」は内容上「使用（權） пользование」と重なることになる¹⁴。

この「完全な所有權」という概念と占有・使用・処分の三権能列挙から、われわれはほとんど迷うことなくプロイセン一般ラント法 ALR; Allgemeines Landrecht für die PreuBischen Staaten (1794) の次の条文（第1部第8章9条）をロシア帝国民法典420条の祖型として想起することができよう。

完全な所有権には、物を占有し、使用し、放棄する権利 *das Recht, die Sache zu besitzen, zu gebrauchen, und sich derselben zu begeben* が属する¹⁵。

プロイセン一般ラント法においてはその全体的な構造（とくに第1部と第2部との関係）からも、「完全な所有権」を、何か具体的な社会関係をモデルとしているものではなく、完全に抽象的な——あえて言えばALR第1部第8章「分割所有権について」および第2部におけるその展開を近代的所有権概念とあえて調和させるための——純理論的（ローマ法的というより近代自然法的）構成物として見てよいように思われる¹⁶。これは、同じ章の冒頭第1条が「所有者とは、物または権利の実体 *Substanz* を、他人を排除して、自力にもとづき、自らまたは第三者を通じて、処分 *verfügen* するものをいう」というように、すでに十分に近代化された所有権概念（物の経済的実体に対する処分権への収斂）を構成しえていることから明らかであろう。

さて、このように祖型とその模倣物との比較から何が言えるか？ ドイツの純粋な理論的構成物が、ロシアでは具体的な社会関係の規範へと組み替えられる。何が付加されるのか？ プロイセン的なグーツヘルシャフトの分割所有権構造、土地貴族・中間権力・封建制（レーン）が再生されるのではない。社会構造としてはロシアの専制 *despotism*・勤務貴族 *Dienstadel*・農奴制 *крепостное право*、法的にみれば土地と農奴（人格）とに対する「行政的」支配¹⁷が、そこへ注入されるのである。

この組み替えは、具体的な作業としては「ロシア帝国法律大全」の編纂として、（1932年制定・刊行）、法典編纂者ミハイル・スペランスキー *М. М. Сперанский*（官皇帝直属官房第二部長）によって事実上単独でなしとげられた。組み替えが法の解釈として意味するものは章を改めて検討することにし、傍証に止まるが、ここではスペランスキーが編纂作業が実質的にほぼ終了した段階（1828年初め）で提出したとみられる皇帝アレクサンドル2世への奏上書から、本稿の主題に直接関連する部分を見て、筆者の見方を補足しておくことにしたい。スペランスキーはそこで次のように述べている（現在までに刊行されたアルヒーフ史料で民法典の編纂事情を伝えるほとんど唯一のものであり、ロシアにおける法解釈の実情を伝える貴重な内容をもつものであるから、この機会に資料集に収録された部分を省略抜きで紹介しておきたい）。

「皇帝陛下に現行法総覧 *Свод существующих законов* を奉呈するにあたり、以下のことがらを奏上することを義務と考える次第です。①この作業の要点、②ロシアの法律総覧 *Свод* と諸外国の法典 *Уложения* との比較、③この総覧の利点とその運用方法……〔引用者による省略、以下同様〕がそれであります。

1 法律総覧 *Свод* の要点。

このたびのロシアの民事立法 *гражданское наше законодательство* は、最初の法典 *Уложение*〔1649年のいわゆる会議法典〕から数えて、176年以上になります。すべての勅令と決定は、この間錯綜してまいりましたので、一つにまとめ、体系化し、一体のもの、一冊の書物とする必要があります、単一の手法で一時に編纂したものとし、繰り返しや相互矛盾を解消する必要があります。〕

「史料の選定と考証。このためには、まず種々の古文書から全法令の目録を作成し、この目

録によって法令を検索し、かくして遺漏なきを考うる限りの方法によって確保することとなります。

仕分け。法律законыの全数から、まず、国家法、財政法、行政法、刑法に係る法律と、民事法律の部に属するものを仕分けすることが必要です。……

二種の法律集成を作成すべきであります。一つは編年体の集成Сводで、そこには諸法律を改正をすべて含めて収集します。もうひとつは現行法総覧сводであります。……第一のものは、わが国の法律がいかに形成され、成長し、改正されてきたかを示し、第二のものは、諸法律のうち現在まで残ったものを示しますが、これには変更が加えられませんが неизменно。第一の集成の作成には15か月を、また第二の法律総覧には6か月を要しました。とくに配慮したのは総覧中に矛盾を残さないことではありますが、この目標は達せられたと思料いたします。……」

「法律大全は全7341カ条を包含します。2万以上の勅令から抽出されたこれらの条文には、以下の事項が含まれます。

- 1 外国の立法で本来民法典 (code civil, Buergerliches Gesetzbuch) と名付けられているすべての事項、
- 2 外交の立法で商法典 (code de commerce) と名付けられているすべての事項、
- 3 外国で訴訟法典 (code de procedure, Buergerliche Gerichtsordnung) を構成しているすべての事項。

しかしながら、それ以上にロシアの法律大全には以下のものが含まれます。

- 4 身分財産состоянияに関する法律。フランス民法典ではこれはわずかに触れられているにすぎず、オーストリアの法典ではこれは行政事項^{ボリツアイ}に属し、プロイセンの法典Прусское уложение [=プロイセン一般ラント法ALR] においてのみ詳細に規定されております。
- 5 身分財産に関する法律行為、すなわち売買、抵当、土地境界確定行為межевые акты等々。これらの法律はフランス法では公証法という名称でまとめられていますが、その他の諸国では多くの法令中に分散しております。
- 6 土地境界法。この部分は外国では、法律の固有の部分となしておらず、法典にも含まれていません。
- 7 裁判所設置法〔の諸規定〕はプロイセン訴訟法典において詳細になされているだけで、その他の諸国では統合されておられません。

したがって、わが法律大全では条文数は多いのですが、不十分であり限定的なものに止まっています。これはそうなる外はなかったのです。民事の法律はどこにおいても思弁の作品ではありません。民事法律はどこでも個々の事例から成立してきたものであります。したがって、事例が多いほど、また国家生活が長期にわたるほど、その効力が広範にわたるほど、民事の法律は豊かになり、充分なものになります。わが国の民事の生活の170年間は、他の諸国と比べてまことに短いものであります。加えて、他の諸国民は民事の生活に偉大な遺産を携えて入ってきたにもかかわらず、われわれは逆に、ローマ法からはほとんど何も継承せず、ギリシア法 [=ビザンツ法] から継承したものもごくわずかである、と言わねばなりません。この種の事柄におけるわれわれの宝は、わが国独自のものであり、自力で得たものです。わが国

に無いものよりわが国に有るものに感心するのが正当だというものであります¹⁸。」

この文書からはここで検討している問題について多くの情報を得ることができ、また全体を理解しようとするれば、ロシア特有の法律問題（例えば「土地境界画定行為」「土地境界法」など）について説明を加える必要がある。ただここでは、関心を当面検討している主題にのみごく狭く限定し、さしあたりは次のことだけを確認しておこう。すなわち、プロイセン法への関心が際立っていること、その理由は「身分財産」法¹⁹、つまりALR第2部²⁰の分割所有権の構成を特徴とする土地（レーン）法の諸規定の豊富さにあること（これは1804年フランス民法典への関心の希薄さとも裏腹の関係にあるが、他方でALR第1部の「所有権」概念の理論的意義については完全に沈黙していること）、ALRからの「身分財産」の法的な取り扱い方法の受容が「ローマ法的」伝統のほぼ完全な欠如という前提の下になされていること、そして以上の総括的結果として、「占有、使用および処分」に係る三権能列举主義的定義がプロイセン法の理論的・抽象的モデルから転じて、ALR第1部第8章第1条に取って代わる、所有権の中核的な概念規定（ロシア法典420条）として採用され、それと同時に上級所有権・下級所有権といった分割所有権の構成をとる限りでのALRの多様な物権種類がロシア法では、「所有権の諸形態」の制度、とりわけプロイセン法には存在しない「国家的所有権」制度の創出へと変奏されていること（「私的所有権」という用語はALRにも存在する）、である。

ちなみに、新たに創出されたロシアの「国家的所有権」の概念は、次のように規定される（ロシア帝国民法典421条。この条文が所有権の定義に係る420条の直後におかれていることも注目されよう）。

私的所有権と国家的所有権とは区別される。国家的所有権〔の特別な性質〕は、国有財産の高権的な^{Офлаг-Ю}верховное占有обладание、使用および処分に存する。

「高権的」な占有・使用・処分が何を意味するか（加えて、ここでヴラヂェーニエに代えて使用されている「オブラダーニエобладание」の用語が一般言語学的にはヴラヂェーニエと同義だとしても、法学的に何を意味するか）は、同条備考が「国有財産の管理の手續および国有財産の領有に関連するすべての権利は、設置諸法および国有財産管理部諸規程に規定されている通りである」と述べるだけで、本稿では十分な解明の準備はないが、私法的な権能を超えて権力的・公法的な権限が含意されていることは疑いない。後のソビエト社会主義時代に、そこに「命令的行政的システム」が組み込まれる余地はすでに十分用意されているわけである。あらためて断る必要もないが、「国家的所有権」の起源はここにあるのであって、この概念がマルクスの思想から出たものでないことには留意すべきである。

3 ロシアにおける法解釈（学）の位相

最後に、所有権という私法の基幹的概念のロシアにおける成立史に即してみてきた以上の問題が、〈法の解釈〉という営為にとってどのような意味をもつかを検討しておこう。許された紙幅と筆者の準備状態から、ここではそれを①ロシアにおける法解釈のいわば技術、②同じくロシアにおける法解釈（学）の構造的特質、の2つ側面に限定することにしよう。この2つの側面は、法の解釈という問題がある意味で普遍的に孕んでいる2つの段階、すなわち、ともに事件と規範との関係に関し、現代ドイツの法学者D.ネルがサヴィニーの法律学についていうのに倣っていえば、①「包摂Subsumtion」と、②「反省Reflexion」の2つのレベル²¹に即応する。

①の「包摂」とは、端的に、法適用に係わる三段論法的技術である。包摂にも厳密に言えば、広義・狭義の水準を考えることができるが、一般的にみれば、笹倉秀夫が近著の『法解釈学講義』（2009年）に言うように——いうところの「歴史的解釈」を狭く解して「立法の〔＝立法時点の－大江注〕歴史的背景」に限定する限り——「時代・地域によって重点にちがいがあがるものの、かなりの程度において、古今東西共通」であって、「独自の動きを見せたイングランドでも、古代以来の中国でも、……古代以来の日本でも²²」というまでにここで視野を広げれば、〈ロシアでも〉西欧や伝統中国と共通の特徴を見出すことができよう。とはいえ——ここでは立ち入ることができないが——、このレベルにおいても、ロシアには今日でも無視できないさまざまな深刻な問題が存在することは、憲法裁判所（1991年設置）によって開かれることになった法解釈の新しい実務、とりわけその違憲判決の数と傾向が逆照するところでもあろう²³。

ロシアの法解釈がその出発点から強い個性をもち、今日でもそれを多くの点で維持していることは、「大聖堂の再建」という現代ロシアの法律家による認識について見た通りである。「大聖堂」は、19世紀においても、それが爆破されたソビエト時代においても、今日においてもなお、ある種の抽象的な学問的で憧憬のうちにかすんでいるにすぎない。問題は、法解釈学（実用法学）の量的な意味での後進性などではなく、法解釈学の成立・未成立を含めて、その内容上の質にあるというべきであろう。西欧において中世法学すなわち法解釈学伝統の形成過程が「ローマで〔初めて〕成立した法学の学習過程」にあった²⁴とすれば、スペランスキー自身がいうようにローマ法から何も獲得することのなかったロシア²⁵は、逆に、法解釈（学）の伝統を完全に欠いていたことになる。ロシア帝国民法典の編纂・制定過程は、この国の民法学ないし法解釈学の進歩とはまったく関係がなかった。スペランスキーによる民法典の編纂作業は最初から最後まで「皇帝直属官房第2部」という密室をいささかも出ることなく行われた²⁶が、その作業全体の直接的な手引とされたのは——最終的な体系構成としてはフランス民法典の法学提要方式にある程度近いものが採用されたとはいえ——ローマ法や諸外国の法典ではなく、フランシス・ベーコンの「法律改革提案」（1616年）の編纂手法であった²⁷。ちなみに、筆者が本稿で〈ロシア帝国民法典〉あるいは編纂者の名前から旧稿いらい〈スペランスキー法典〉と読んできた「ロシア帝国法律大全第10巻第1部Свод законов Российской империи, т.X, ч.I」は、じつはスペランスキー自身の構想においても「民法典Уложение гражданское」編纂を最終段階とする立法事業の中間段階の産物であって、ロシア民法法源（1649年会議法典以来のきわめて錯綜した諸法令の蓄積）へのいわば単

なる事項別索引（便覧）の地位に止めることを含め、その法的効力の問題は制定直前（国家評議会審議）の段階まで開かれた問題であった²⁸。この法典編纂作業の中間的産物が、法典の制定を急ぐ皇帝の意思に従えば未完成のまま法典たるべきものとして、国家評議会において採択され（1833年）、2年後に施行されることになったのである。

「民法典」の成立に、こうして、法律学が介在することはなかった。いや、むしろ民法学は存在しなかったというべきなのである。民法典が成立した30余年後になっても、ある法律家（ドゥマシェフスキー）は将来のロシア文化史研究家はこの時代について「豊かな文化生活の兆候」を発見するであろうが、ただ「〔大学で講義は行われているが〕現行民法および民事訴訟法に関する一冊の教科書も手引書も見出すことはできないであろう²⁹」と嘆いたほどであった。これは法解釈（学）のあれこれの類型に関するのではなく、その伝統そのものの存否の問題なのである。

こうしてわれわれは、前述の法解釈（学）の第2のレベル、「反省」の問題に接近する。この「反省」は、サヴィニーが初期の記念碑的な作品『占有法』（1803年）においてすでにその哲学の影響の下にあったカントの概念では「反省的判断力reflektierende Urteilskraft」に照応する³⁰が、サヴィニー自身の表現では「法律に内在する思想の再現」、その意味での「歴史的解釈論的全体の直観³¹」になるであろう。ここでは、サヴィニーが『占有論』から『中世ローマ法史』全6巻を経て『現代ローマ法体系』全8巻（1840-49年）までになした仕事³²の意味を、それにほぼ並行してカントからヘーゲルに至るドイツ観念論哲学史の視角から検討した村上淳一の要約的叙述を借用しつつ、考えてみよう。この叙述の要点は、占有と不可分でそれ自身まだヘルシャフト的な中世のdominium、つまり分割所有権的に構成された所有権、とくに下級所有権が、どのようにして、物の経済的実体の処分権を核心とする近代的所有権の把握に至るか、という点にある（教会・修道院所領の世俗化Säkularisationつまり国家による土地接収という、一見特殊にみえる事態がここで問題の焦点をなしていたのは、それが「神の所有物」と観念されて、世俗の所領よりもとりわけ強固な基礎づけをもつものと考えられてきたからである）。長くなるが厭わず引用しよう。

「実体的所有権概念の発生は中世末期〔14世紀〕の都市に求められねばならない。他方において、実体的所有権概念が普遍性を獲得するためには、単に聖界所領が世俗国家に接収され、さらに銷却金の支払とひきかえに農民がその実体的所有権を獲得してゆく過程だけでなく、一般的な農民解放の過程の進行が必要であった。しかしヘルシャフトを本質とする古い所有権（既得権）概念の動揺に、Säkularisationにおいて最も鮮明に示されたと見ることができよう。すでにカントは、その法理論（1785年）のなかで、『実体においてder Substanz nach何人かのものである外的対象は、その者の所有（Eigentum, dominium）であって、その物におけるすべての権利は（実体の非本質的属性のごとくに）この所有に内在し、その所有者は任意にこれを処分する』と述べているが、このような実体的所有権概念は、まさにSäkularisationによって一般化することになったのである。周知のように、ヘーゲル『法哲学』（1821年）は、次のような指摘によってこの関連を明らかにしている。『現代においては国家によって、しばしば私的所有権Privateigentumが回復された。たとえば、多くの国家は、団

体Gemeinwesenというものは結局のところ人格と同じように所有については権利をもたないという理由で修道院を廃止したが、これは正当である』。いうまでもなく、ヘーゲルがここで『回復』wieder herstellenという表現を用いているのは正確ではない。しかし、ヘーゲルにとって、Säkularisationが国家による私的所有の形成の典型的な例と考えられたということは、この文章から明らかであろう。そして、より重要なことは、ヘーゲルがこの私的所有を抽象的な人格によって基礎づけると同時に、自由な処分権をその不可欠の要素と考えている、という事実である。『私はある所有を単に外的な物として譲渡することができるだけではない。私の意思が現存在するものとして私にとって対象的であるためには、私はその所有を所有として譲渡しなければならない』(傍点原文イタリック)。すでにカントは、唯一の生得の権利angeborenes Rechtとしての自由と、取得の対象たりうる権利としてのerworbenes Recht〔既得権〕とを峻別し、後者を前者によって基礎づけており、E.F.クラインも——おそらくカントの影響の下に——人格の自由によって基礎づけられた所有権を伝統的な意味での既得権と区別する立場をとったわけだが、カントにおいてはなお、かれの実体的所有権と自由な人格との関係は分明ではなかった。ヘーゲルにおいてはじめて、人格の自由に基づけられた所有権が同時に実体的所有権でなければならない必然性が、明快に指摘されることになったのである。『かりに自由Gebrauchの全範囲が私に属するにもかかわらず抽象的な所有権が他人に属するとすれば、当該の物は私の物として完全に私の意思により満たされていると同時に、そのなかに私にとっては満たすことのできない他人の空虚な意思があるということになろう。……それは一つの絶対的矛盾の関係である。それゆえ所有権とは、本質的に自由な、完全な所有権である』(傍点原文イタリック)。既得権の体系としての伝統的・身分制的政治社会の批判者ヘーゲルは、こうして、伝統的な所有権概念の終焉を宣言したのである³³】。

プロイセン一般ラント法(1794年公布)からドイツ民法典BGB(1896年公布)までのほぼ100年間に、ドイツで哲学においてはカントからヘーゲルまで、法律学においてはサヴィニーらの歴史法学からヴィントシャイトらのパンデクテン法学に至るまでの営為によって踏み出された巨大な一歩、——これがロシアでは19世紀前半から今日に至るまで認識も受容もされていないことがらなのである。ロシアにおける所有権概念の特異性という問題は、この国における〈法の解釈〉につき、その在り方、その歴史と現在、少なくともその一端を語るに好個の主題だと、筆者には思われる。

むすびに代えて

「三権能列挙主義триада的」規定および「所有権の諸形態」論を特徴とする所有権概念は、以上に見てきたように、優れて〈ロシア的〉とあってよい由来をもっていた。だが、かつてそれは、社会主義諸国の民法典および憲法に普遍的に見出されるものであった。今日それが残存する重要な例をなしているのは、中華人民共和国の「物権法」(2007年制定)であろう。同法39条は「所有権者は自らの不動産または動産に対して、法に従い占有、使用、収益および処分をする権利を

有する」とし、所有権の種類としては「国家所有権」「団体所有権」「私人所有権」など（43条以下）を定めているからである³⁴。見るように、ロシア的（旧社会主義的）「三権能列举主義」は、ここでは——もとより本質的な問題に及ぶわけではないが——「四権能」(?) 列举主義³⁵へと改造されており、そこに現代中国法の創造性が発揮されていると言えるかもしれない。中国法のこうした動向が本稿の主題から見てもとより興味深いのは、——小口彦太が中国法はこれによって「ルビコンを渡った」とするほどに——決定的な転換点をなしているかに見えるからである。決定的な転換と小口が見ているのは、所有権の諸形態を「平等」に保護する建前を宣言し（同法3条3項、4条）、結果として私的経済セクターの比重を圧倒的なものにしたからである³⁶。この「平等」保護に反対し、公有制の優位を主張してきた保守派（社会主義原則堅持派）は、旧来の所有権概念を「ソ連民法の社会主義的伝統」あるいは「社会主義の民法の伝統」、「この伝統の創設者」はレーニンであると主張したといわれる³⁷。中国現状の「社会主義市場経済」が現代ロシアのいわゆる「国家資本主義」あるいは権威主義的政治体制と実質でどれほど違うのか、筆者にはいま判断ができない。だが、本稿で筆者が重視している法解釈（学）の要諦つまり近代的所有権概念の基準から見れば、現代ロシアと同様、今日、物権法制定後の中国も依然として〈ルビコン以前〉に止まっていることになる。このルビコン以前が意味しているのは、資本主義（ロシア）、「社会主義」（中国）という体制の（少なくともイデオロギー上の）違いを貫通して両者に観察される抜きがたい権威主義的秩序、そして粗野な市場経済である。〈市民社会〉の未成熟³⁸といってもよい。

現代のロシアと中国が社会政治体制の違いを超えて共通に抱えている問題に想いが及ぶとき、これまで旧稿で何度も引き合いに出してきたフレーズではあるが、あらためてルソーの「ロシア人はいつまでたっても本当に市民化policerされることはないであろう、それは彼らがあまりに早く市民化されたからである³⁹」という謎めいた予言を想起しないではいられない（引用中の「ロシア人」は容易に中国人に置き換えることが可能であろう）。断るまでもないが、ルソーはあのレヴィ＝ストロースから「最初の人類学者⁴⁰」と名づけられ、オリエンタリズムとは無縁でありえた人物である（この文化的「オリент」にロシアを含めるとして）。ルソーの予言を想起すると同時にわれわれが本稿での考察からほとんど確信に近いものをもって言えることは、ロシアや中国がその予言を裏切って「市民化」される将来、つまりもう一つの意味でのルビコンが、少なくとも知的革新の課題としては、すでにわれわれの視野に入ってきているということである。

注

- (1) 大江泰一郎「旧社会主義諸国における『西欧法』原理の導入－私的所有権」『比較法研究』第55号（1993年）参照。
- (2) この整理は、当該主題に関する近年のスクロフスキー著のモノグラフСкловский К.И. *Собственность в гражданском праве*, 3-е изд., М., 2002の例に準じている。この2つの問題に関する命名方法はさしあたりスクロフスキー（同書第7、11章標題）による。私はこれまで、前者①を「三要素主義的」定義、後

- 者②を「多元的所有権制度」ないし「複数並列的所有権制度」と呼んできた。例えば、大江泰一郎「市場主体の法」小森田秋夫編『現代ロシア法』東京大学出版会、2003年、183頁以下参照。
- (3) 市場経済移行後初期的所有権制度に関わる法的紛争の状況を概観するには、1998年2月25日の最高仲裁裁判所幹部会決定が参考になる（前掲スクロフスキーの著書に付録として収録）。
- (4) Суханов Е.А. *Лекции о праве собственности*, М., 1991, с. 5.
- (5) Скловский, Указ. соч., с. 5.
- (6) 川島武宜『所有権法の理論』岩波書店、1949年。
- (7) ドイツ語Gewereの語源と直接には連関しないが、ロシア語ヴラヂェーニエвладениеは権力власть、支配者владыкаなどとスラヴ語語源を共有する。詳しくはファスメルVasmerのロシア語語源辞典の当該項目を参照されたい。
- (8) 自身が出席した日本におけるシンポジウムでスハーノフが「三権能列挙主義的」所有権概念を「ロシア法固有の伝統」として説明したのに対して、それは誤解であって、占有・使用・処分の三要素で所有権を理解するのは日本法やドイツ法と同様であるとの批判が日本の研究者からなされたことは、この意味で注目に値する。「日＝ロ 憲法・民法・土地法の現況をめぐって」『比較法学』30巻2号（1997年）参照。
- (9) См. Рубанов А.А. Проблемы совершенствования теоретической модели права собственности, в кн.: *Развитие советского гражданского права на современном этапе*, Отв. ред. В.П. Мозолин, М., 1986; Скловский, Указ. соч., с. 120-121. なお、中世ないし近世における三権能連挙主義的な所有権概念の構成については、さしあたり吉野悟「グロチウスとプーフェンドルフにおける所有権思想（1）」『日本法学』53巻1号（1988）、また占有と所有権とを結合して構成する思想について、同「トマジウスThomasiusにおける所有権－トマジウスからヴォルフまで（1）」同前55巻3号（1989）参照。
- (10) Шершеневич Г.Ф. *Наука гражданского права*, Казань, 1893, гл. III, IV (http://civil.consultant.ru/elib/books/7/page_1.html) によるが、このテキストには原書ノンプルが付されていないため、引用に際してはやむをえず章番号のみで典拠を示すことにする）。
- (11) 大江泰一郎「西欧の法伝統とロシア法－比較法史の試み」戒能通厚・榊澤能生編『企業・市場・市民社会の基礎法的考察』日本評論社、2008年、参照。
- (12) 1915－19年にスペランスキーの評伝を書いたノリデ男爵（国家評議会官房副長官歴任）は、この点につき以下のように書いている。「近年の研究が解明したところによれば、民法典Свод Законов гражданскихの少なからぬ条文は諸外国の法典кодексыから引き写され、また条文中に指定された参照ロシア法源を実際には見出しえない。〔スペランスキー自身の公式発言からも法典編纂の建前からしても、この法典の諸規範はもっぱらロシア法源から引き出されたはずなのであるが〕過去数世紀にわたる伝来の法令に対するこのような補追дополнениеは、それと自覚してなされたものであって、疑いなくわが民法典の比類ないほど貧弱な内容を豊かにする目的をもっていた。このような乱暴な加工によっではじめて実務の側は錯綜した法源を直接扱うことを幾分かまぬかれることができたのであるが、惜しまれるのは編纂者がこの方法をまれにしか使用しなかったことなのである」。А.Э.Нольде, *М.М.Сперанский: Биография*, М., 2004, с. 225. 引用の冒頭部分（外国法典からの「引き写し」）は、今日では忘れられているわけである。ただし、ノルデが冒頭でいう「近年の研究」が具体的に何を指しているかは、未詳である。

- (13) 以下条文のテキストは次の版本による。*Свод законов Российской империи, Том десятый, Часть первая, Свод законов Гражданских*, СПб. (Издание 1900 года. Издание неофициальное).
- (14) パッハマンはその著書『民法典編纂史』第2巻の中で「不動産に関わる使用(占有)」として、この概念を解説している。Пахман С.В. *История кодификации гражданского права*, Т. 2, СПб, 1876, с.15.
- (15) 訳文は石部雅亮訳「プロイセン一般ラント法」『西洋法制史史料選Ⅰ 近世・近代』創文社、1979年、による。
- (16) ARL第1部第8章第1条がすでに存在しているにもかかわらず同9条が追加されていること、また同16条が分割所有権をすでに明記していること(「物の所有権に含まれる種々の権利が複数の人に帰属する場合、その所有権は分割teilenされている」)の意味を考えるべきであろう。例えば、農民の土地に対する下級所有権(占有+使用)は処分権を含まなければ「完全な所有権」とはいえないことを、ダメ押し的に確認するところに9条の積極的意味があると見なければならぬであろう。この点につき、吉野悟「比較法史の基礎としての自然法学の所有権概念—グンドリング・ダリエス・アッペンヴァール」『日本法学』60巻1号(1994)、178頁以下参照。
- (17) ロシアの貴族(地主)がその所領に対して行使した権利の「行政的」性格につき、大江泰一郎「ロシアにおける法と慣習—比較法史の視角から」『日本社会と法律学—歴史・現状・展望』(渡辺洋三先生追悼論文集)日本評論社、2008年、参照。
- (18) *М.М.Сперанский: Жизнь, творчество, государственная деятельность*, СПб., 2000, С. 104-105. 原書ではこの引用の初めに史料の作成日が「1828年1月14日」であるとの記述があるが、この引用史料(引用の区切りが2カ所ある)にはРНБ. Ф. 731. Д. 992. Л. 1-7 об. ほか2種類のアルヒーフ番号が注記されており、同一の文書か複数の文書からの引用かは未詳である。
- (19) 例えば、スペランスキーは1809年に作成した「国法典序説」において、ロシアでは不動産とりわけ農奴付土地(「住民のいる土地」)の所有権が貴族にのみ属すべきことを予定している。См. *М.М.Сперанский: Проекты и записки*, Под ред. С.Н.Валка, М.-Л., 1961, с. 181.
- (20) ALR第1部と同第2部との関係については、石部雅亮『啓蒙的絶対主義の法構造—プロイセン一般ラント法の成立』有斐閣、1969年、182-183頁参照。石部によれば、「第一部においては、私的所有を基軸とする商品交換の諸関係が規制され、第二部において、それが人的諸関係によって修正され変更されるという体系的連関」が存在する(同163頁)。
- (21) 「包摂」および「反省」という法解釈学の2つのレベルは、現代ドイツの法学者D.ネルがサヴィニーの法律学の特徴として指摘するところである。これについて、原島重義『法的判断とは何か』創文社、2002年、157頁以下参照。
- (22) 笹倉秀夫『法解釈学』東京大学出版会、2009年、10頁。笹倉の考えるこのような普遍的な解釈手法に、つとに伝統中国法固有のものに見なされてきた「比附」も含まれていることは、比較法の問題としても興味深いところである。
- (23) 法解釈固有の問題を主題的に論じているわけではないが、小森田秋夫編『現代ロシア法』東京大学出版会、2003年、のとくに「法秩序の構造的特質」の節(39頁以下、小森田執筆)および「憲法裁判所」の節(138頁以下、杉浦一孝執筆)参照。
- (24) 小川浩三「中世法学から見たホップズ」金山直樹編『法における歴史と解釈』法政大学出版局、2003年、14-15頁。ヨーロッパにおける解釈学(ヘルメノイティク)の伝統を論ずるガダマーがこの学の源流

をローマに求めているのは、小川が法学の国制的基盤をローマの共和政に求めるのと同じ意味において、きわめて示唆的である。H.G.ガダマー（轡田収ほか訳）『真理と方法Ⅰ』法政大学出版会、1986年、第1部第1章参照。

- (25) マックス・ウェーバーはその『法社会学』において、家産君主の法の「身分制的」構造と「家父長制的」構造の違い（前者のレヒト的、後者のレグルマンの性格）を論じるとともに、ほぼこれと並行する形で「家産制的法典編纂の諸類型」を考察している。そこでは、プロイセン一般ラント法のケースとロシア帝国法律大全およびオーストリア一般民法典のケースとが対比され、後二者は前者に比べて簡潔ながら「諸規定の精密度が……しばしばはるかに劣って」おり、オーストリア法典の簡潔性にはさらに「ローマ法に対する独創性がはるかに小さい」とされているが、ウェーバーの認識はいつになく見当を大きく外している。彼は「イギリス、北フランス、スカンディナヴィアを除いて、ローマ法はヨーロッパを、スペインからスコットランドやロシア〔！〕に至るまで征服した」と明言し、ロシアを大陸法（ローマ法civil law）の伝統のうちに含めているからである。ウェーバー（世良晃志郎訳）『法社会学』創文社、468-469、476頁。
- (26) このことはノリデによる前引の『スペランスキー評伝』も近年の研究も一致して認めているが、後者はむしろスペランスキーの「巨人的な偉業」を評価するほうに傾いている。例えば、*М.М.Сперанский: Жизнь, творчество, государственная деятельность*, с. 52参照。
- (27) Пахман, Указ. соч., с.4-6. ベーコンの「法律改革提案」のテキストは、J.Spedding et al. (ed), *The Works of Francis Bacon*, Vol. XIII, 1864, pp. 61-73, これに関する研究として、水田義雄「フランシス・ベーコンの法律改革提案について」『早稲田法学』35巻3号（1959年）参照。
- (28) Свод законовというロシア語表現は、本来ユスティニアヌス帝のCorpus juris（ローマ法「大全」）の訳語として使用されてきたものであった（См. Пахман, Указ.соч., с. 4）が、19世紀前半ロシア立法史の中でやや微妙なニュアンスを帯びることになった。というのも、その作業を事実上単独で主導したスペランスキー自身は、前引の奏上書にも一部見えるように、民法典その他の法典類の編纂作業を、①編年体の法律集成собрание законов（印刷に付された段階で全56巻）→②体系的な現行法集成свод законов（同、全15巻）→③論理的統一性および体系性においてより完成度の高い法典уложениеという順序において構想していた（*М.М.Сперанский: Жизнь, творчество, государственная деятельность*, с. 98-99）が、法体系整備を急ぐ皇帝ニコライ1世の意思でこの②の段階の成果が「法律」として制定されたという事情があるからである（条文に「備考」や「付則」を付すといった諸国の制定法にあまり例をみない手法はこれと関連する）。この問題につきなお、А.Э.Нольде, Указ. соч., с.218-220.
- (29) Шершеневич, Указ.соч., гл.П.
- (30) 原島、前掲、158頁以下参照。
- (31) サヴィニー（小橋一郎訳）『現代ローマ法体系』第1巻、成文堂、1993年、199、201頁。
- (32) この仕事の過程の一端、サヴィニーのよる分割所有権概念の克服を示すものとして、野田龍一「サヴィニーとプロイセン一般ラント法-1824年講義ノートの研究(1)」『法政研究』48巻3=4号（1982年）参照。
- (33) 村上淳一「近代的所有権の成立」『私法学の新たな展開』（我妻榮先生追悼論文集）有斐閣、1975年、223-224頁。実体的所有権の核となる処分権概念の問題について筆者は旧稿で検討したことがある（大江、前掲、参照）。なお、村上と共通する問題意識から同じ問題を検討した例として、石井紫郎「財産と法

－中世から現代へ』『岩波講座 基本法学』第3巻「財産」、1983年、がある。

- (34) 鈴木賢ほか『中国物権法 条文と解説』成文堂、2007年、参照。条文の邦訳も同書に従う。
- (35) 小口彦太「ルビコンを渡った中国法－物権法制定をめぐって」『比較法学』42巻1号（2008年）、154頁参照。
- (36) 同前、158頁以下参照。
- (37) 同前、125頁。
- (38) 大江泰一郎「体制転換と市民社会・国家・市場－ロシアにおける資本主義化と法」『学術の動向』13巻10号（2008年）参照。
- (39) ルソー（桑原武夫・前川貞次郎訳）『社会契約論』岩波文庫、69頁。
- (40) C.バケス＝クレマン（伊藤晃ほか訳）『レヴィ＝ストロース－構造と不幸』大修館書店、1974年、第2章参照。